

令和6年8月14日

一般社団法人 大阪府薬剤師会 会長 乾 英夫 様

大阪市経済戦略局長
岡本圭司
(担当：計量検査所)

特定計量器定期検査実施のお知らせについて（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当計量検査所では計量法第21条に基づき令和6年9月に、中央区内の特定計量器（取引や証明等に使用するばかり）定期検査を実施いたします。

つきましては、別紙検査日程表を送付しますので、誠にお手数ですが貴会員の皆様への周知をお願い申し上げます。

連絡先

〒552 - 0005 大阪市港区田中3丁目1番126号
大阪市経済戦略局 計量検査所
電話：06 - 6577 - 5888

特定計量器定期検査のお知らせ

(取引や証明に使用するはかり)

下記のとおりはかりの定期検査を実施しますので、最寄りの検査場所で受検してください。

記

令和6年			中央区
検査月日	曜日	検査場所	所在地
9月3日	火	中央区役所 (庁舎南側)	久太郎町1丁目2番27号
9月4日	水	中央区役所 (庁舎南側)	久太郎町1丁目2番27号
9月6日	金	東中学校 (西門付近)	大手前4丁目1番5号
9月9日	月	南小学校 (正門付近)	東心斎橋1丁目14番29号
9月12日	木	高津小学校 (東門付近)	高津3丁目4番21号
9月17日	火	上町中学校 (東門付近)	上本町西3丁目2番30号
9月20日	金	中央小学校 (南西門付近)	瓦屋町2丁目8番4号

- ◎ 検査時間は、午前10時30分から午後3時までです。
- ◎ はかることができる最大の重さが300kgまでの『はかり』を対象とします。
- ◎ 検査場所周辺が車輛通行禁止区域の場合もありますので、十分ご注意ください。
- ◎ 大阪市内に小中学校が休校となる警報の発表がある際は、検査が中止となります。
- ◎ お問い合わせ等につきましては、大阪市指定定期検査機関「特定非営利活動法人大阪市計量協会」(電話 06-6577-5884) までお願いします。

※はかりを取引・証明行為に使用する場合は、以下の2点の条件を満たすはかりを使用いただく必要があります。

- ・検定証印または基準適合証印が付されたはかりであること。
- ・2年に1度、中央区で行う定期検査、又は定期検査に代わる計量士による検査に合格したはかりであること。

※「家庭用の表示のあるはかり」や「取引・証明以外用のはかり」は、計量法における取引・証明行為には使用できません。

「はかりの定期検査（集合検査）」の検査時期一覧

ひょう量が300kg以下のはかりを対象とする検査

2024年度		2025年度	
実施月	実施区域	実施月	実施区域
4月	住吉区	4月	此花区
5月	住之江区	5月	西淀川区
6月	西成区・浪速区	6月	旭区
7月	大正区	7月	都島区
8月	港区	8月	城東区
9月	中央区	9月	鶴見区・東成区
10月	北区	10月	生野区
11月	西区	11月	平野区
1月	福島区	1月	東住吉区
2月	淀川区	2月	阿倍野区
3月	東淀川区	3月	天王寺区

※ 検査日時及び会場の詳細については、[大阪市公報](#)にて各検査月の約1ヵ月前に告示をいたします。

使用場所が大阪市内の計量器のみが対象となります。

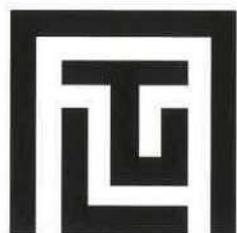
事業者宛に送付の案内はがきをお持ちの場合は、受検時にご持参ください。

（案内はがきがなくても受検できます。）

取引・証明に使える「はかり」

取引・証明行為に使用する「はかり」は『検定証印』または『基準適合証印』のいずれかが付されており、なおかつ、市町村が2年に1度行う定期検査に合格した「はかり」でなければなりません。

検定証印

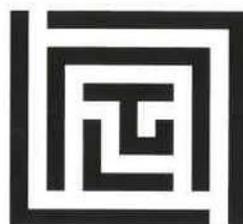


2021. 4

▲
検定年月(2021年4月)

公的機関が、法令で定める基準に適合するかどうかをチェックし、合格した計量器に付されます。

基準適合証印



2021. 4

▲
検定年月(2021年4月)

指定製造事業者が、自社の製品について公的機関と同等の基準で検査し、合格した計量器に付されます。

定期検査に合格した「はかり」

大阪市の定期検査に合格した「はかり」は、合格年月を表示した定期検査済証印(合格シール)を見やすいところに貼付します。

定期検査年月(2021年4月) ▲



取引・証明に使えない「はかり」

※「家庭用  の表示のあるはかり」や「取引・証明以外用のはかり」など、

「検定証印・基準適合証印」のない「はかり」は取引・証明に使うことはできません。

くらしを支える確かな計量

お問い合わせ先

大阪市計量検査所

大阪市港区田中3-1-126

☎06(6577)5888

R100

百紙配合率100%再生紙を使用しています
白色度は70%です

「取引・証明」とは？

計量法により、「取引・証明」に使われているはかりは、2年に1度の定期検査が義務づけられています。

そこで、「取引・証明」に該当するはかりとはどのようなものなのか、具体的な例をあげますので該当される方は必ず定期検査を受けて下さい。

「取引」とは？

取り扱っている商品を「はかり売り」しているもの（100gあたり〇〇円など商品の重さ（目方）によって値段を決めているもの）をいいます。

■具体的な例

【一般販売店】

- 精肉店、鮮魚店、青果店、食品スーパーなど食料品関係で重さ（目方）をはかって商品を販売しているはかり。

【製造工場など】

- 製造工場などで製品を製造し、内容量（又は正味量・NET）の表記をして出荷、販売をしている場合。
- 依頼主から製品の加工等を行い、その製品の重さ（目方）によって加工賃を受け取る場合。

【病院、薬局など】

- 医薬品などを調剤し、重さ（目方）で第三者に手渡している場合。

【その他】

- 宅配便の取次ぎをしているコンビニエンスストアなど、重さ（目方）によって料金を受領する場合。

「証明」とは？

はかりが示した重さ（目方）を書類などに記載し、公にまたは第三者に表明することをいいます。

■具体的な例

- 学校など児童等の体重を国の統計（学校保健統計調査）に使用する体重計。
- 医療機関で健康診断の体重測定に使用するはかり。

「取引」「証明」について（計量法第2条より抜粋）

- 取引とは有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいう。
- 証明とは公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。